１．各種証明書及び学割証等

（1）学生証

入学又は進学した際に学生証を交付しています。常に学生証を携帯するとともに，窓口等にて学籍・身分等の確認を求められた場合には速やかに提示してください。また，保管には十分注意してください。万一，紛失や破損をした場合には，速やかに学生証再交付願を大学院掛まで提出してください。

（2）定期券

ＪＲ，地下鉄，市バス，各私鉄の通学定期券を購入するためには，所定の発行控が必要です。購入希望者はこれらを大学院掛で受領し，必要事項を記入の上，各交通機関の販売窓口で提示してください。なお，いずれの手続きの際にも学生証が必要となりますので，必ず携帯してください。

（3）各種証明書

証明書の発行については，学生証を使って自動発行機で発行される証明書と，窓口で申請の上，発行される証明書があります。

■自動発行機で発行される証明書

・在学証明書
・学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）
・修了見込証明書（ＭＣ２年次のみ）
・健康診断証明書（ただし，定期健康診断（４月に実施）を受診していない者には発行されません。）

※自動発行機設置場所

（自動発行機は全学共通です。どの発行機を使っても証明書が発行されます。）

・全学教育棟１階コミュニティホール
・文学部１３０，１３１講義室前
・法・経済学部連絡通路１階ロビー
・理学部Ｃ館１階教務学生掛
・工学部ＩＢ電子情報館中棟１階東端
・工学部１号館２階エントランスホール
・農学部講義棟２階教務学生掛
・環境総合館２階大学院掛

■窓口申請で発行される証明書

1）自動発行機で発行されない以下の証明書が必要な場合は，大学院掛へ申請してください。（受理の際は，学生証が必要です。）

・学業成績証明書
・学位証明書

2）申請に際しては，所定の証明書発行願に必要事項を記入の上，必要とする３日前（英文証明書の場合は７日前まで。）〔休日・祝日を除く。〕までに，申し込んでください。

3）その他，上記以外の証明書類が必要な場合は，その都度大学院掛へ相談してください。

（4）学校学生生徒旅客運賃割引証（自動発行機による発行）

■学校学生生徒旅客運賃割引証（以下「学割証」という。）は，学生の修学上の経済的負担を軽減し，学校教育の振興に寄与することを目的としています。特に，実習，帰省及び就職活動等の便宜を図るために設けられた制度で，現在，旅客鉄道株式会社（航路，自動車線を含む。）は，１０１キロ以上の区間につ

いて２割引きで運賃の適用を行っています。（急行・特急料金は割引されません。）

■旅客運行距離が１０１キロ以上の旅行，帰省，実習などの場合に限られます。

■学割証の無効について

学割証は次の場合は無効として回収されます。

1)発行者の記入事項が不備の場合及び発行者又は使用者が必要な個所に押印していないとき。

2)記入事項が不鮮明なとき。

3)記入事項をぬり消したり，改変してあったとき。

4)訂正した場合，これに相当した訂正印のないとき。

5)有効期間（発行の日から３か月）を経過したとき。

6)記名以外の者が使用したとき。

7)有効期間内であっても使用資格を失った者が使用したとき。

不正に使用した学生は，それ以後の交付が停止されるほか，運賃の３倍の料金が追徴されます。

なお，学割証の不正利用は，大学全体の信用を失墜させる行為です。大学に所属する学生として，自覚をもって，適切に使用してください。

２．各種諸手続等

（1）在学年限

博士課程（前期課程）の在学年限は４年，博士課程（後期課程）の在学年限は６年です。ただし休学期間は含みません。

在学年限を超えて修了または満期退学[博士課程（後期課程）のみ]できない者は除籍となります。

（2）休学，復学，退学

次の事由が生ずる場合は，その都度願い出を提出しなければなりません。これらはいずれも，大学院掛において取り扱います。

・休学するとき　　休　学　願

・復学するとき　　復　学　願

・退学するとき　　退　学　願

休学の期間は３か月以上１年以内で，その後，特別な理由がある場合は引き続き休学できます。ただし，通算して博士課程（前期課程）は２年，博士課程（後期課程）は３年を超えることはできませんが，やむを得ない特別な理由がある場合は，さらに休学期間の延長が認められることがあります。

■願い出の日付は遡及することはできません。希望する期日の遅くとも１か月前までに，大学院掛で所定の手続きを行ってください。（授業料納付とも関係するので，各期の２ヶ月前までには申し出てください。）

■願い出を提出する際には，指導教員の承認が必要です。事前に必ず，指導教員と十分相談してください。

■病気を理由とする願い出の場合は，医師の診断書を添付してください。

■休学及び退学については，所定の手続きをしないと授業料の納入義務が存続することになり，授業料が徴収されるので注意してください。

（3）各種届け出

次の事由が生じた場合は，その都度，下記の届け出書を提出してください。これらはいずれも，大学院掛において取り扱います。

・住所を変更したとき　　住 所 変 更 届
・本籍地を変更したとき　　本籍地変更届
・氏名を変更したとき　　改 姓 名 届
・海外渡航をするとき　　海 外 渡 航 届（Webから入力・印刷してください。）

■大学からの緊急時の連絡等に必要なため，住所・電話番号等を変更したときは，その都度大学院掛で手続きを行ってください。

■学籍管理のため，本籍地の変更，改姓名又は転籍したときは，戸籍抄本を添えて，大学院掛へ届け出てください。

■海外へ旅行等する際は，大学側から急の連絡を要する場合もありますので，必ず海外渡航届を大学院掛へ提出してください。

(4)講義室等の使用

会合又は集会等授業又は研究活動に関係しない事由で講義室を使用したいときは，使用しようとする日の１か月前に所定の使用願により講義室を管理する部局の教務担当へ願い出てください。一定の事務手続きを経て使用の可否をお知らせします。

なお，環境総合館の講義室・演習室の使用に関しては大学院掛へ問い合わせてください。

３．各種奨学金及び授業料免除等

(1)各種奨学金

奨学金には日本学生支援機構の奨学金，地方公共団体や民間の奨学事業団体の奨学金,及び博士課程（後期課程）のみを対象とした名古屋大学学術奨励賞奨学金があります。

それらは，いずれも人物，学業成績ともに優秀で，かつ健康であって学資の支弁が困難と認められる学生に，申請に基づき選考の上，貸与又は給与されるものです。

なお，名古屋大学学術奨励賞奨学金については，研究水準により選考します。

■日本学生支援機構奨学金

1)奨学金の種類と貸与月額（平成２５年度予定額）

・第一種奨学金（無利子）
　前期課程　　５０，０００円，　８８，０００円
　後期課程　　８０，０００円，１２２，０００円

・第二種奨学金（きぼう２１プラン：有利子）
　前期課程・後期課程　５０，０００円，　８０，０００円
　　１００，０００円，１３０，０００円
　　以上の中から本人が選択する。

2)奨学生の募集

奨学金の貸与を希望する者は，大学院掛で交付する所定の書類を提出してください。なお，必要書類等の提出期日については，その都度お知らせします。

3)奨学金の受領

奨学金は，奨学生の指定した銀行口座に毎月振り込まれますので，指定振込日以後に随時受領することができます。

4)奨学金の受領資格の確認

奨学生は，大学院掛において配付する「奨学金継続願」を，指定された期日までに提出してください。

5)返還免除制度

第一種奨学金採用者で，在籍課程において特に優れた業績を挙げたと認定される者は，奨学金の全額又は半額の返還が免除される制度です。希望する場合は，指定する期日までに必要書類を大学院掛へ提出してください。

■地方公共団体及び民間育英事業団体

日本学生支援機構奨学金の他に，地方公共団体及び民間育英事業団体が貸与又は給与する奨学金があります。これらの奨学金の募集については，その都度，お知らせしますので，希望する場合は指定する期日までに出願してください。

■名古屋大学学術奨励賞奨学金[博士課程（後期課程）のみ対象]

名古屋大学独自の奨学金制度です。詳しくは募集時の要項を参照してください。

(2)授業料の納付

前期分（４月１日～９月30日）の納入期限は４月末日。後期分（10月１日～３月31日）の納入期限は10月末日。それぞれ末日から数えて銀行の３営業日前に，届け出た銀行口座から引き落としますので前日までに入金してください。

ただし，新入生の前期分授業料は，５月に口座引落により徴収します。

(3)授業料免除

経済的理由により授業料の納付が因難であり，かつ，学業優秀と認められる者及び特別の事情（例えば風水害等の被害）により，授業料の納付が著しく困難であると認められる者に対しては，選考の上，各期に納付すべき授業料の全額又は半額が免除されることがあります。

免除を受けようとする者は，下記ア．～ウ．の書類を所定の期日までに大学院掛へ提出してください。

なお，書類作成に，市区町村長の証明等を必要とし相当日数を要しますので注意してください。

ア．授業料免除申請書・家庭調書（用紙は大学院掛で交付）
イ．所得に関する市区町村長の証明書（　　〃　　）
ウ．その他適宜指示する書類

なお，申請の時期は，原則として年１回（３月）です。（１０月入学等の院生については，別途申請を受け付けます。）手続きの詳細については，研究科ＨＰの電子掲示板等でお知らせします。

また，授業料の免除申請を行った者については，免除の可否を通知するまでの間は授業料の徴収を猶予しますが，当該決定により免除されなかった者及び半額免除になった者は，本研究科が指定する期日，方法により授業料を納付してください。

免除申請の結果が通知される前に休学又は退学を願い出る場合は，免除申請を取り下げ，所定の授業料を納付しなければなりません。

４．自動車等入構・駐車規制，交通マナーと事故防止

本学東山キャンパスは教育研究の環境を保つため交通規制を実施し，併せて入構ゲートで自動車等による入構を制限しています。自動車による通学は，博士前期課程の学生は原則として認められません。博士後期課程の学生で希望する者に対しては，審査の上，通学距離等が一定の要件を満たすことが認定された者にのみ，定期入構・駐車許可証（ステッカー）及び有料の入構カードが発行されます。なお，夜間（１８時

から翌朝７時まで）又は土日祝日等に限り自動車での入構を希望する者に対しては，審査の上，臨時入構・駐車許可証（ステッカー）及び有料の入構カードが発行されます。

また，バイクによる通学を希望する者に対しては，審査の上，通学距離等が一定の要件を満たすことが認定された者にのみ許可証が発行されます。

自転車による通学については登録証の交付を受けてください。

自動車，バイク及び自転車の入構・駐車許可申請窓口は，環境総合館２階事務室の入構許可担当になります。

自動車の駐車はもとより，バイク・自転車の駐車・駐輪は所定の場所に置いてください。昨今，所定の場所以外での駐車・駐輪及び構内での交通マナーの低下と頻発する交通事故が全学的な問題となっていますので，本学の交通規制を厳守し，交通事故の防止に協力してください。不法入構・駐車の場合には警告書・警告ポールの取付け又はレッカー車による撤去を行います。また，違反を繰り返した場合には指導教員同伴の上，環境学研究科長により指導を受けることになります。さらに，警告ポール等を破損した場合には実費負担で弁済が求められます。

また，万一交通事故に関係した場合には（学外の場合は人身事故，学内は全事故），速やかに指導教員及び本研究科大学院掛にその概要を届け出てください。

５．研究科からの連絡

本研究科からの連絡は，研究科ＨＰの**電子掲示板**（http://office.env.nagoya-u.ac.jp/students/**『学外からのアクセスには別途通知のパスワードが必要』**）内の「大学院掛からのお知らせ」への掲示及び情報連携統括本部から学生個人に交付される**全学メールアドレス**への配信を併用して行いますので，必ず定期的に確認してください。

ただし，入学直後から電子メールのメーリングリスト等が整備されるまでの暫くの間は電子掲示版への掲示のみ行います。また，ポスター等電子媒体にならないものは大学院掛事務室周辺に掲示しますので適宜確認してください。

本研究科としては，電子掲示板への掲示又は電子メールでの連絡によって周知したものとみなします。「電子メールを確認していなかった。」等と言って，手続きが滞り後日窓口に申し出るケースがありますが，いかなる場合でもこの理由は受け付けられませんので，ご承知おきください。

なお，「名古屋大学ID・パスワード通知書」にはあなたの全学メールアドレスが記載されています。取り扱いに注意し，以下の点に留意してください。

- ■「名古屋大学ID・パスワード通知書」の記載内容を確認し，パスワードは自分自身で管理（他人に見せない，教えない，忘れないこと）してください。
- ■全学メールアドレスから研究室等のメールアドレスへの自動転送が可能ですので，必要な場合は適宜設定してください。

質問事項等がある場合は直接大学院掛へ出向いて問い合わせてください。電子メールでの問い合せには応じられません。

また，電子掲示板には，キャンパスライフなど本書の一部も掲示してありますので適宜活用してください。

６. 附属図書館の利用

名古屋大学には中央図書館のほかに30以上の図書館・室があり，大学全体で300万冊以上の蔵書，約4万種類の雑誌を備えています。

(1)環境学研究科関係図書室利用案内

図　書　室　名	場　　所／内線番号／開館時間／HP address
理学図書室 〔地球環境科学専攻(地球惑星科学系)〕	場　　所：理学部Ａ館１階１１９号室 内線番号：２９６２ 開館時間：月･火･木９時～１７時，水･金９時～２０時 http://www.nul.nagoya-u.ac.jp/sci/index.html
環境共用館　図書室 〔地球環境科学専攻(大気水圏科学系)〕	場　　所：環境共用館 内線番号：３４５８ 開館時間：１０時～１７時（月～金）
アイソトープ総合センター図書室 〔地球環境科学専攻〕	場　　所：アイソトープ総合センター新館１階 内線番号：２５６３，２５６４ 開館時間：９時～１７時（月～金）
工学部・工学研究科土木系図書室 〔都市環境学専攻(空間物質系)〕	場　　所：工学部９号館１階１０７号室 内線番号：３５６６ 開館時間：９時～１２時，１３時～１７時（月～金）
工学部・工学研究科中央図書室 〔都市環境学専攻(建築系)〕	場　　所：ＥＳ総合館１階１０５号室 内線番号：５０３３　Fax：５１６０ 開館時間：９時～１７時（月～金） http://lib.engg.nagoya-u.ac.jp/
情報・言語合同図書室	場　　所：情報文化学部棟２階 内線番号：４７３０　Fax：４８２４ 開館時間：９時～２０時（月～金） http://www.human.nagoya-u.ac.jp/~tosyok/index.html
文学部図書関係 〔社会環境学専攻〕	図書・雑誌は各研究室が所蔵（教員研究室・院生室・読書室等に分散所蔵） 利用規定は各研究室（社会・心理・地理）にお問い合わせ下さい。

「注」１.休館日：土曜日，日曜日，祝日，年末年始
　　２.詳細については各図書室へ照会すること。

(2)中央図書館について

名古屋大学附属図書館（中央図書館）の案内については，以下のホームページを見てください。

http://www.nul.nagoya-u.ac.jp/

7. 事件・事故・災害等の防止

学内外では，様々な事件，事故，災害等に遭遇する可能性があります。平常から安全の確保に留意して，事件や事故を未然に防ぐことに心がけてください。

■最近，深夜の強盗や恐喝・暴行事件が発生していますので，深夜の帰宅や夜間の通行には十分に気をつけて，事件に巻き込まれないよう各自が自衛してください。また，最近学内での盗難の被害が多く出ています。現金や貴重品の取り扱いには十分気をつけてください。もし，不幸にも盗難にあったときには，速やかに大学院掛に連絡してください。

■防火については，大学として万全を期するように努力していますが，学生諸君も，実験室での電気やガスの利用度が高いところは特に注意してください。帰宅時には，学生各自が必ず安全を確認してください。

■学内で万一危険な目に遭遇した場合，又は目撃した場合には，直ちに総合案内所（本部守衛室）（外線052－789－2111，内線110又は119）へ連絡するとともに，指導教員と大学院掛にも報告してください。

8. 地震発生時の対応

■東海地震が予知された場合

本学では，注意情報発表時から対応を開始し，全ての研究・講義・実験を中止します。そして安全処置を講じた後，災害対策要員以外は学生を含め全員帰宅します。帰宅後は政府や自治体の呼びかけ，自治体の防災計画に沿って行動してください。

■学内で突然地震が発生した場合

まず丈夫なテーブルや机の下に隠れ，落下物から自分を守ります。次に，脱出口を確保し，火の始末をしてください。強い揺れがおさまったら，周囲の安全を確認し、けが人がいれば周囲の人と協力して救助し，火災を見つけたら初期消火に努めてください。余震に注意しつつ，学内の避難場所へ避難してください。

■安否確認システム

本学では，災害発生時などの非常時に，学生や教職員など全構成員の安否を確認するために，「安否確認システム」を使用しています。これは，ひとりひとりの構成員の入力により，構成員の安否情報を集約したもので，友人などの安否確認もすることができます。

安否情報の入力操作は，「名古屋大学ポータル携帯版」（https://www.mynu.jp/）へアクセスして（「MYNU」で検索，またはQRコードで），「安否情報」をクリックし，画面に従って入力してください。また，災害時や非常事態時に，大学からの連絡を受信するために，携帯などのメールアドレスを上記「名大ポータル」に登録しておいてください。

（名古屋大学ポータル携帯版）

９．学生教育研究災害傷害保険

この保険は学生の実験，実習などの正課の授業中，学校行事中，課外活動中，大学の施設内における災害事故及び通学中の事故に対する補償制度で，財団法人日本国際教育支援協会と国内損保会社との契約により実施されているものです。本研究科学生は入学時に全員の加入をお願いしています。

（1）保険料と保険期間（本研究科の場合）

保険期間	保　険　料
１年間	１，０００円
２年間	１，７５０円
３年間	２，６００円

（2）加入受付期間

入学手続きの際に加入の手続きを行っていますが，未加入の学生又は留年により在学期間を延長して在学する学生については，４月と10月の年２回大学院掛において加入受付を行います。なお，加入の案内はお知らせします。

（3）異動の場合の手続

次の場合，大学院掛に申し出て，所定の手続きをしてください。

・退学の場合　　保険料が未経過年度に応じて返還されます。

・休学の場合　　保険期間中に通算して１年以上休学した場合，期間に応じて，保険料が返還されます。

なお，休学，留年等が理由で所定の修学年限が延長される場合は，保険契約が終了するため追加加入の手続きが必要となります。

（4）保険会社等への報告

災害傷害事故等が発生したときは，指導教員に連絡するとともに大学院掛に連絡し，東京海上日動火災保険名古屋支店への報告書（大学院掛に備付けの専用ハガキ）を提出してください。

（5）医療保険金の請求

治療完治後は大学院掛に連絡し，備付けの請求書用紙により必要書類を提出してください。なお，詳細は大学院掛まで問い合わせてください。

10. 学生教育研究災害傷害保険付帯賠償責任保険

国内において，正課，学校行事及びその往復途中で他人にケガをさせたり，他人の財物を破損したことにより被る法律上の損害賠償を補償する制度です。

加入を希望する場合は，大学院掛へ申し出てください。ただし，上記「９．学生教育研究災害傷害保険」に加入していない場合は加入できません。

（1）保険料及び保険期間

・保険料

Ａコース（学生教育研究賠償責任保険）　３４０円

Ｂコース（インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険）　２１０円

・保険期間　１年（４月１日～翌年３月３１日の年度単位）

（2）加入受付期間

大学院掛において，随時加入の受付を行っています。

11. 学研災付帯学生生活総合保険案内

学研災付帯学生生活総合保険は，学生教育研究災害傷害保険加入者を対象に学生生活全般に補償を広げた保険で，学研災で補償されない部分の補償をするものです。加入は，任意加入となっています。詳細は，次のホームページを見てください。

財団法人　日本国際教育支援協会　http://www.jees.or.jp/

12. 健康管理

学生生活を充実したものにするために，まず自らの健康に注意する必要があります。身体を良いコンディションで維持するためには，睡眠，食事，運動など生活習慣の基本を学び，身につけることはいうまでもありませんが，定期的に健康診断を受け自分の身体のチェックをすることも大切です。また自らの健康管理をするうえで，身体的，精神的な問題がある場合には，学内の施設として保健管理室が開設されていますので気軽に利用してください。

保健管理室（総合保健体育科学センター）の利用

保健管理室には，内科医師，精神科医師，看護師，診療放射線技師，臨床検査技師，事務職員が配置され，定期の健康診断，健康相談と応急処置，メンタルヘルス相談，スポーツ競技参加のためのメディカルチェック，健康の保持増進に関する指導，環境衛生並びに感染症の予防に関する指導援助などを行っています。

（1）定期健康診断

■定期健康診断

年に一度の健康診断は，無自覚の疾病の早期発見や生活習慣病を予防するために，身体をチェックする大切な機会です。異常があった場合は，さらに精密な検査を実施して，授業や日常生活の指導を行います。受診して各自の健康管理に役立ててください。

なお，この健康診断を受けていなければ，進学や就職，奨学金，社員寮等への入居，スポーツ競技参加などで健康診断証明書が必要な場合にも，これに応じるこ

とができません。（病院，保健所などで健康診断書を発行してもらうには，相当の費用と時間を要します。）定期健康診断の内容は次のとおりです。
※詳細については，電子掲示板等でお知らせします。

・定期健康診断

	検 査 項 目	対 象 者	実施時期	実施場所
内科系	尿　検　査 胸部Ｘ線検査 血 圧 検 査 身 体 計 測 （身長・体重） 視 力 検 査 内 科 診 察 自覚症状調査	学部学生 大学院生 研究生等	４月	保健管理室

■特殊定期健康診断

有害物質を取り扱ったり，危害発生の恐れのある実験・実習に従事する学生等を対象に，定期健康診断とは別の健康診断を実施しています。中でも放射性同位元素等を取り扱う実験・実習に従事する場合は，放射線障害防止法により健康診断の受診が義務づけられています。

未受診の場合は，ＲＩの実験・実習及びＲＩ講習を受けることができません。

・特殊定期健康診断

対　象　者		検査項目	実施時期	実施場所
放射線物質	初めて放射線物質等を取り扱う者（ＲＩ実習を受講する者，アイソトープ総合センターのＲＩ講習会の受講者を含む。）は，従事前に右記検査を受診する。 ただし，次年度以降「前年度に被爆経歴があり，本年度も引き続き従事する者」は健康診断の省略判定が行われる。	血液検査 皮膚検査 眼の検査	５月初旬 ７月初旬 10月中旬 11月下旬	保健管理室
その他	有害物質を取り扱ったり，危害発生の恐れのある実験・実習を行っている者。	取扱いの調査をした上，必要に応じた安全指導と必要な検査		

（2）健康相談及び応急処置

毎日，内科医師による健康相談及び病気，けがなどの応急処置（初期治療）を行っています。さらに専門的な診断や治療を要する場合には，医学部附属病院等に紹介する便宜を図っています。健康相談（応急処置含む。）は，保健管理室１階で受付をしています。

保健管理室
ＴＥＬ：０５２－７８９－３９６９，３９７０
ＵＲＬ：http://www.htc.nagoya-u.ac.jp/inuniv/sick.html

(3)メンタルヘルス相談

総合保健体育科学センターと学生相談総合センター（メンタルヘルス部門）では，精神科医師による個別的な相談，カウンセリング，また，必要に応じて適切な病院の紹介などをおこなっています。

相談は予約制です。保健管理室（１階）に来所するか，電話または電子メールで申し込んでください。

メンタルヘルス相談受付
ＴＥＬ：０５２－７８８－６２７６
ＵＲＬ：http://gakuso.provost.nagoya-u.ac.jp/

(4)救急措置

学内で急病にかかった場合，実験・実習中にけがをした場合に，次の事項を参照の上，適切な処置をしてください。

■まず，保健管理室（３９６９，３９７０）で治療を受け，指示を受ける。
■救急車の依頼は，１１９番へ連絡し，その後，直ちに警務員詰所（２１１１）に救急車を依頼したことを連絡し，警務員詰所から現場への救急車の誘導を依頼する。
■速やかに指導教員に連絡するとともに，大学院掛へ必ず連絡する。

病気，けがにより上記①の場所で応急処置を受けた後，病状によって医療機関を紹介される場合には，健康保険証の有無を必ず問われるので，学生は常に健康保険証の種類及び番号を記録したもの（近郊在住者の場合），又は「遠隔地被保険者証」（遠隔地在住者の場合）を所持してください。

なお，健康保険の適用を受けていない者は，早急に国民健康保険に加入しなければなりません。

(5)感染症対策

ノロウイルス感染症，麻疹，百日咳，インフルエンザの症状がでたら，最寄りの医療機関で診察を受け，医師の指示に従ってください。空気感染などにより病気の伝染が懸念される場合には，完治するまで登校せず，大学院掛等へその旨連絡してください。

(6)放射線業務従事者登録

放射線業務（非密封，密封放射性同位元素，放射光，Ｘ線など）に従事しようとする者で，下記事項に該当する者は，下記事項を証明する書類のコピーとともに，大学院掛へ「放射線業務従事者登録申請書」を提出して，放射線業務従事者として登録しなければなりません。

■放射線取扱いに関する全学講習会等を修了した者，又はこれと同等以上の教育訓練を受けた者
■特別健康診断を受診した者

13. 名古屋大学内の喫煙について

喫煙は，喫煙者自身の健康被害だけでなく，周囲の人への悪影響も及ぼすことになります。名古屋大学では，指定された場所以外は禁煙です。

14. 学生相談

学生相談総合センターでは，学生生活上の悩みに関する相談及びカウンセリングを行っています。工学部７号館Ｂ棟２階と全学教育棟１階に学生相談室があります。現実的な課題を解決するために必要な情報や助言を得ることもできますが，それだけではなく自己の発達課題や対人関係，生き方を探求し明確化するための助言を得ることもできます。相談にかかわるプライバシーは厳守されますので，気軽に利用してください。

学生相談総合センター受付
ＴＥＬ:０５２－７８９－５８０５
ＵＲＬ:http://gakuso.provost.nagoya-u.ac.jp/

15. セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントとは，「性的嫌がらせ」を意味します。大学における人間関係は，男女の自由で対等な関係に基づき，互いに相手の立場を重んじることを前提として成り立っています。相手を性的対象と見て，心理的・身体的に傷つけたり圧迫したりすることは，あってはならないことです。

しかし，残念なことにキャンパス内においても，大学構成員から自分が望まない性的な言葉や態度，あるいは直接的な性行為によって被害や不利益を受けるようなことが起こり得ないとはいえません。

セクシュアル・ハラスメント及び性的暴行に関する問題に対応するために，名古屋大学では相談窓口が設けられております。

もし，自分が望まない性的な言葉や態度あるいは行為を受けて不快に感じた場合，特に，それをはっきりと断わったのに相手が聞き入れなかったり，もし断わったら学業成績や学位取得，就職などに影響するのではないかと思って悩んでいるような場合には，是非，相談窓口を利用してください。相談人のプライバシーは当然守られます。相談することが自分の不利になることは決してありません。

相談を希望する場合は，研究科の大学院掛や，下記の相談窓口に連絡してください。相談窓口では，学外者で専門の知識を持ったカウンセラーが相談に応じます。

なお，問い合わせ先は，以下のとおりです。

名古屋大学ハラスメント相談センター
ＴＥＬ　０５２－７８９－５８０６
ＦＡＸ　０５２－７８９－５９６８
メール　h-help@post.jimu.nagoya-u.ac.jp

16. 人権問題に係わる相談コーナー

■「人権問題に係わる相談コーナー」とは

このコーナーは，環境学研究科の学生と教職員（以下，「構成員」と呼びます）が，他の構成員からアカデミック・ハラスメントなどの被害を受けた場合，被害の状況などを可能な限り早く，しかも簡単に人権委員会に申し出ることができるようにと設置されたものです。 人権委員会は，構成員に係わる人権侵害などの未然防止または解決を目指すために作られた委員会です。

■相談窓口

相談者は，環境学研究科長（内線４２７１）または環境学研究科事務長（内線３４５１）のどちらかに電話をして，相談日時の予約をとって下さい。

■相談処理の体制

研究科長（人権委員会委員長）が相談を受け付けた後，整理して人権委員会への取り次ぎを行います。

相談を受けた研究科長（人権委員会委員長）が人権委員会を開き，調査や審議をおこない，適切な解決策を提案します。 相談内容については，厳重に管理し，適切に処理します。

17. 学生の懲戒及び教育的措置について

全学の学生便覧では、「学生の懲戒及び教育的措置」について以下のように記載されています。

学生が犯罪や不法行為を行った場合は，一般の社会人の場合と同様に法的な処分の対象になることはいうまでもありませんが，大学では，それとは別に教育的指導の観点から，そうした学生に対し以下に従った懲戒又は教育的措置(以下「懲戒等」という。)を行います。

〇懲戒の種類及び内容

退学‥学生としての身分を喪失させること。

停学‥6月未満の期間を定めて，又は期間を定めずに，登校を禁じること。

訓告‥学生に対して文書により注意を与え，将来を戒めること。

〇教育的措置の種類及び内容

厳重注意‥口頭により注意を与え，反省を強く求めること。

注意‥‥口頭により注意を促すこと。

〇定期試験の不正行為

不正行為があったときは，懲戒等に加えて当該学生が当該学期において修得した全授業科目の単位を原則として不認定にする。

〇懲戒等の対象となる行為

懲戒等の対象となる行為は次のとおりです。

1. 本学の教育研究活動を妨害する行為
2. ハラスメントに該当する行為
3. 不正アクセス等情報倫理に反する行為
4. 守秘義務違反等専門職倫理に反する行為
5. その他大学の名誉・信用を著しく失墜させる行為

（学生便覧　Ⅱ快適なキャンパス生活のために）

「3. 不正アクセス等情報倫理に反する行為」とは、アクセス権限をもたない人がコンピュータへ不正にアクセスすることや著作物を不正に複写・複製することを指します。詳しくは「名古屋大学情報セキュリティガイドライン」を参照してください。

「5. その他大学の名誉・信用を著しく失墜させる行為」とは窃盗などの犯罪行為の他に、論文の剽窃、データの捏造・改竄等の研究者倫理に反する行為も指します。ここで剽窃とは、他人の研究成果を自分の研究成果として発表することです。他人のアイデアや文章等を利用するときは、出典を明示して「引用」という方法をとることで、自分のアイデアや文章と区別しなければなりません。学術論文等では特に厳しく審査されますが、授業レポートでも同じです。学術雑誌等に学術論文を投稿するときは、必ず指導教員と事前に相談してください。

18. 短期留学

名古屋大学には，全学間交流協定校及び部局間交流協定校への短期留学（交換留学）プログラムがあります。
http://www.ecis.nagoya-u.ac.jp/abroad/program/kokan.html

(1)応募資格

大学院学生で，次の要件を満たす者。

・派遣先大学に留学を希望し，派遣先大学が受入れを許可する者。
・学業成績が優秀で，人格等に優れている者。
・留学の目的及び計画が明確で，海外へ留学することにより効果が期待できる者。
・留学期間終了後，再び本学で学業を継続する者。

(2)留学期間

おおむね６か月以上１年以内。
（入学前の現地におけるオリエンテーションの期間も含む。）

(3)奨学金及び渡航費

■日本学生支援機構奨学金短期留学推進制度

奨　学　金：月額　８万円
（大学入学前約１か月の現地におけるオリエンテーションの期間を含め１２か月以内とする。）
渡　航　費：原則として自己負担となります。

■日本学生支援機構第二種奨学金（短期留学）

月額５～15万円が貸与される有利子の奨学金です。応募時期は留学開始時期によって異なります。
ＵＲＬ:http://www.ecis.nagoya-u.ac.jp/abroad/scholarship/tanki.html

■名古屋大学国際学術交流奨励事業

原則として，博士課程後期課程２年次に協定校等へ留学する学生に対する名古屋大学独自の奨学金です。協定校に在籍している期間，月額８万円と航空運賃が支給されます。
ＵＲＬ:http://www.ecis.nagoya-u.ac.jp/abroad/scholarship/nu-iaep.html

(4)語学能力

この制度に基づき留学を希望する者は，学業成績が優秀であり，留学に必要な語学能力を備えていなければなりません。
なお，大学によってはTOEFL（Test of English as a Foreign Language）等で一定以上の得点を義務付けている場合がありますので注意してください。

(5)留学中の取扱い

派遣留学生の留学期間は，本学在学期間に含まれ，また，派遣先大学において本学が教育上有益と認める科目を履修し単位を修得した場合には，博士課程（前期課程）在学者にあっては１０単位を越えない範囲で課程修了要件となる単位として取り扱うことができます。

(6)募集期間

毎年，留学前年の秋頃に周知します。

19. インターンシップ

インターンシップとは，学生が在学中に自らの専攻や将来のキャリアに関連した企業等で実際に就業体験を行うことです。わが国の社会経済の変化にともない，国際的な視野と確固たる専門性を有し，それを創造的に生かす能力を身につけた人材の育成が強く求められています。本学では，こうした創造的な人材を育成するために企業（機関）等におけるインターンシップ（就業体験）を教育の一環としてとらえ，その実践が推進されています。

インターンシップの意義や効果として，次の点が考えられます。(1)アカデミックな教育研究と社会での実地体験を結びつけることで理解が深まり，新たな学習意欲が喚起されます。(2)自らの職業適性や将来設計について考える契機となり，自己の職業観やアイデンティティーの確立に役立ちます。(3)企業等の現場において独創的な科学技術やノウハウ等に触れることにより，創造性の開発につながります。(4)実際の社会を身をもって経験することになるので，社会人としての人間性を育むうえで効果が期待されます。

インターンシップの実施時期は通常７～９月で，期間は原則として２週間以上です。研修先企業（機関）は，原則として東海地域所在の企業（機関）等です。インターンシップにともない，事前・事後研修や巡回指導が行われています。

また，本研究科ではインターンシップの単位化が認められています。インターンシップの詳細については，大学院掛へ問い合せてください。

20. 就職

就職を希望する学生に対し，学生相談総合センター就職相談部門，研究科大学院掛，各専攻・系，さらには各講座・指導教員などにおいて，就職指導・助言を行っています。

学生相談総合センター就職相談部門においては，資料コーナーを設け，各官庁および各種企業からの求人情報及び会社説明会の案内を閲覧できるほか，パソコンを配備し，企業から寄せられた就職情報を検索できるシステムを導入するとともに，専門的なノウハウを持った専任の相談員が就職相談に応じています。

また，全学の就職希望学生を対象として就職ガイダンスを開催し指導・助言を行っていますので，積極的に参加してください。併せて，ＨＰにより各部局における就職に関する情報を一括して提供していますので活用してください。

こうした取り組みのほか，研究科の学生生活委員会が学生相談総合センターと連携して，研究科主催の就職ガイダンスを秋頃に実施します。就職希望者は、その際に配付される「就職活動の手引き」を参考にしてください。

専任相談員による個人相談は予約制です。学生支援課（工学部７号館Ｂ棟２階）の就職相談コーナーに来所するか，電話又は電子メールで申し込んでください。

学生相談総合センター（就職相談部門）
ＴＥＬ:０５２－７８９－２１７６
ＵＲＬ:http://gakuso.provost.nagoya-u.ac.jp/
「名古屋大学就職関連情報」ページ
ＵＲＬ：http://syusyoku.jimu.nagoya-u.ac.jp